

日本食品工学会の法人化について

法人化検討ワーキンググループ

安達修二, 五十部誠一郎, 熊谷仁, 崎山高明,
田門肇, 辻本進, 中嶋光敏, 矢野卓雄,
澤田博(文責)

法人に関する法律改正を受けて, 多くの学会が法人化について検討し, 既に, 一部の学会では法人化が終了している状況です. このような動向を受け, 本学会でも, 昨年度から法人化是非の検討を行っております.

2011年11月26日(土)に開催されました第46回理事会において, ワーキンググループで調査・検討してまいりました結果の概要を報告し, 新たに, 熊谷仁会計担当理事, 田門肇広報担当理事, 矢野卓雄編集担当理事にワーキンググループに加わっていただくとともに, 現執行体制の任期中に法人化を完了することを目標とするスケジュール(案)に基き, 司法書士(または行政書士)事務所にコンサルティングを依頼して, 法人化検討をより具体的に進めることの承認をいただきました.

目指しますのは, 非営利型一般社団法人(共益的活動を目的とする法人)です. 平成20年12月1日に「一般社団法人および一般財団法人に関する法律」が施行され, 営利(剰余金の分配)を目的としない社団, 財団については, 法人が行う事業の公益性の有無にかかわらず, 登記のみによって簡便に法人格を取得することができるようになりました. 現在, 任意団体として活動しております本学会を一般社団法人化することのメリットといたしましては,

- (1) 事業体としての責任が明確になり, 社会的な認知度・信用を高めることができる
- (2) 公的機関への推薦機関となれる
- (3) 契約や銀行口座開設等を法人名で行うことができる
- (4) 行政機関, 民間等からの研究課題の受託(収益事業)が可能となる

等が考えられます.

法人化に伴う会員の権利, 義務についての大きな変更は考えておりませんが, デメリットとして, 学会運営事務の負担や経費の増加が見込まれます. そこで, 法人設立手続きに詳しく, 他学会の法人化に携わった経験のある司法書士(または行政書士)事務所にコンサルティングを依頼し, 当学会に最も適した形で, 会員の皆様にもメリットを感じていただける法人化を目指したいと考えております.

今後は, ワーキンググループでコンサルティング依頼先を決定した後, 以下のスケジュール案に沿って検討を進める所存です.

- (1) 法人化後の学会の姿(組織・運営体制, 会員の権利・義務など)を明確化
- (2) 学会誌, ホームページ等を通じて会員に説明, 質問・意見を募集 2012年3月~6月
- (3) 総会にて法人化と任意団体の解散, 残余資産の新法人への寄附を決議 2012年8月
- (4) 一般社団法人設立登記 2013年2月まで
- (5) 任意団体から一般社団法人への引き継ぎ 2013年4月まで
- (6) 任意団体の解散 2013年4月30日

日本食品工学会の現在の会則では, 学会の解散, および残余資産の処分には, 理事会および評議員会のおおのの4分の3以上の議決, ならびに正会員, 名誉会員および学生会員現在総数の4分の3以上の同意が必要です. 今後も, 検討結果について逐次, 学会誌, ホームページを通じてお知らせしてまいりますので, 是非, 注目してご覧下さいませようお願いいたします. 本件に関するご意見, ご質問につきましては, 受け付け体制が整い次第, ご案内申し上げます.

以上